

佐呂間町弘報

号 1 2 号
場 役 人 本 人 一 義
行 役 人 木 人 一 義
間 行 長 集 一 義
佐 呂 間 町 長 集 一 義
佐 呂 間 町 長 集 一 義
佐 呂 間 町 長 集 一 義
佐 呂 間 町 長 集 一 義

定例第三回町議會招集さる

定例才三回(通算才五回) 日終了を見たがその結果の町議會が去る十月二十二日 大要次によりお知らせ致し町議會議事堂に招集され同 ます。

一般會計 才 入 (単位千円)

予算の内訳	追加更正予算額	既定予算額	比較増減
一、町 税	一九、九四八	一八、七八五	一、一六三
二、地方交付税	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	〇
三、公営企業及財産収入	九九九	九九九	〇
四、分担金及負担金	九〇〇	九〇〇	〇
五、使用料及手数料	一、九三三	一、七七三	一六〇
六、国庫支出金	四、七五一	四、二五四	四九七
七、道 支 出 金	二、三二一	二、二八三	二八
八、寄 附 金	一、二四〇	一、二四〇	〇
九、繰 越 金	二、五七三	一、一三三	一、四四〇
十、雑 収 入	一、一四〇	九九五	一四五
十一、町 債	七、五二〇	七、五二〇	〇
才入合計	五六、三二五	五二、八八二	三、四三三

才 出

予算の内訳	追加更正予算額	既定予算額	比較増減
一、議 会 費	一、一七七	一、一五二	二五
二、役 場 費	一四、一〇七	一三、五二七	五八〇
三、警 察 消 防 費	九一八	九〇八	一〇
四、士 木 費	四、六六七	四、一〇八	五五九
五、教 育 費	一一、一三一	一〇、四二七	七〇四
六、社会及労働施設費	六、六四二	五、六五〇	九九二
七、保健衛生費	一、三二三	一、二九三	三〇
八、産業経済費	六、一二〇	五、九九五	一二五
九、財 産 費	二、一七六	二、一七六	〇
十、統計調査費	一八九	一八九	〇
十一、選 挙 費	三九一	三八六	五
十二、公 債 費	五、四六二	五、四六二	〇
十三、諸 支 出 金	一、七二五	一、三三二	四〇三
十四、予 費 備	二八七	二八七	〇
才出合計	五六、三二五	五二、八八二	三、四三三

正予算
議案才二号 昭和三十年年度
佐呂間町特別会計国民健康保険病院才入才出追加更正予算
議案才三号 町費を以つて支弁すべき事業について(失業対策事業)

議案才四号 議決変更をなすについて(若里火葬場)
議案才五号 糞尿処理槽
議案才六号 (綜合開発期成会補助)
議案才七号 佐呂間町税条

明るい家庭は

貯金から

佐呂間郵便局

国民の皆さんからお預りしている郵便貯金は私達の町に還つて豊かな郷土をつくるのに重要な役割を果たして居りますこの郵便貯金が増えなければ私達の住む町の発展に大きな影響を及ぼすことになるので郵便貯金増強について政府や各方面から非常に心配され北海道及び同財務局御協力の下に只今「国土建設郵便貯金特別増強運動」を行つていますこの運動の一端として貯金利用者層の大半をしめる御婦人方へ楽しい家庭を築くため又豊かな郷土をつくる為郵便貯金の一層の御利用をお奨めしております。貯金をするには一度に大きなお金を預けることはなかなか困難ですが平素から生活の合理化によつて計画的にする心掛が大切と思ひます。貯金は一人でコツコツ実行するのも妙味がありま

すが旅は道ずれのことわざがあるように婦人会や奥様方のグループで貯金団体をつくつてお互に励まし合つ

ていきますと知らず知らず
のうちに貯金が出来た。す
なるとともに私達の郷土が
郵便貯金が埋えればそれだ
一層発展しますので御座人

佐呂間町清掃条例設定さる

過換の本町議会において清そう条例が次の通り設定せられた

オ一条 この条例は清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）以下「法」という

の規定により町と町民とが協力的のもとに町内の清潔環境を保持し町民の生活環境を衛生的に且つ健康にすることを目的とする。

オ二条 町民は生活環境を衛生的にすることに努め且つ他人の生活環境に衛生上の危害を及ぼしてはならない。

オ三条 この条例で「汚物」とはごみ、燃えがら、汚水、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体その他町長の指定するものをいう。

オ四条 法の規定により指定を受けた特別清掃地区内の土地建物内の占有者（占有者がいない場合は管理者）として以下「清そう義務者」というは次の各号を履行するものとする。

一、住宅及びその敷地は常に清潔を保持すること、土地建物に接続する路面も又同じである

二、「ごみ」は心ならずもた付のごみ箱に入れること

三、「燃えがら」は埋立て又は埋没等の方法により処理すること。

オ五条 何人も道路、河川用水路、公園、広場、堤防、その他公共の用に供する土地又は水面及び他人のせり有する土地に汚物をすててはならない。

オ六条 町長は公衆衛生上必要があるとき認めるときは農地その他の土地に汚物を撤布することを禁止することが出来る。

オ七条 特別清そう区域内で動物を飼育するものは飼育場所の清潔を保持し昆虫の発生及びその駆除並びに悪臭その音の防止につとめなければならない。

二、町長が公衆衛生上必要ありと認めるときは所要の施設をさせることが出来る。

オ八条 汚物は町がこれを運搬し処理する。

二、町は団体又は個人に前項の運搬及び処理を代行させることが出来る。

オ九条 汚物の収集運搬及び処理を行うことを業としようとする者（以下「お物収集業者」という）は別に定める基準により町長の許可を受けなければならない。

二、前項の規定により許可を受けたお物収集業者は町長の指示監督に従はなければならない。

オ十条 町のお物の収集運搬及び処分について次の区分により手数料を徴収する

一、ふん尿採取手数料
二、じんかい処理手数料
オ十一條 ふん尿採取手数料は二荷（五ガロン入ニケをいう）二〇円とする。

オ十二條 じんかい処理手数料は世帯人員一人につきいて一点その世帯の用に供する建物（附属建物を含む）の総坪数一坪につき一点とし合算した点数に左記一点当り金額を乗じて得た額を年額とする。

一点当り 金七円
オ十三條 左の業務を営む者又は会社、工場、団体等のじんかい処理手数料は常駐員、常務人員及び建物につき前条の世帯に準じて点数及び額を算出し次の割合に乘じて得た額を年額とする。

一、デパート、映画劇場、生花販売、農業協同組合、陶磁器、青果物、鮮魚販売、各種市場等の業務を営む者。

二、旅館、飲食店、パチンコ店、印刷業、病院運送業、各種官公衛団体会社（二十人以上の従業員を雇備するもの）

三、前二項に掲げる以外の物品販売業及び倉庫

業製造販売業及び会社（十九名未満の従業員を雇備するもの）事業所、医院、診療所、

オ十四條 町はその義務に属しないお物（ふんによるを除く）を運搬及び左の基準以上のお物（ふんによるを除く）を出した者の処理を受託することが出来る。

二、左の各号の一に該当する者（除業務者）をしてそのを除外した「じんかい」をじんかい焼却場又はじんかい処理場に搬出することが出来る。

1、一日平均三十キログラム又は五立方メートル以上の「じんかい」を排出するもの
2、建物の築造修繕その他事由によつて一時的に多量の「じんかい」を排出するもの

3、前項の場合はその都度受託処理手数料として一立方メートル五円を徴収する。

オ十五條 オ十條によるじんかいの手数料賦課及び徴収は次のとおりとする。但しふんによるの汲取手数料はその都度徴収する。賦課期日 第一期 四月一日 第二期 九月一日

納期 第一期 五月十日より 五月三十一日まで
第二期 十月十日より 十月三十一日まで

2、各期の納付額は年額の均等割とする。但しその納付額に十円未満の端数があるときはこれを第一期に徴収する。

オ十六條 町長は前条の規定にかゝらず前条に規定する手数料賦課徴収の事務を自治会長又は衛生組合長に委任することが出来る。

オ十七條 町長において左の各号の一にあてはまることと認められた場合は手数料を減免することが出来る。一、貧困であつて手数料を納付する資力のないもの
二、その他特別の事情のあるもの

オ十八條 そう除業務者は町長が手数料賦課のために行う必要な調査を拒み又は偽つてはならない。

オ十九條 町長はそう除監視員を置きこの条例に定める事項について指導監視させるものとする。2、そうじ監視員はその職務を執行するためその理由を告知して必要場所を検査すること

3、前項の監視員は別紙様式の身分証明書を発行し必要るとき提示するものとする。

オ二十條 そうじ義務者がこの条例に定める業務を怠つたとき町長は履行期間を定めてその履行を催告することが出来る。

2、そう除業務者が前項の催告を受けてその期間に履行しないときは町がこれを執行しその費用はそう除業務者が負担する。

オ二十一條 この条例施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則
1、この条例は公布の日から施行する。

2、じんかい処理については本条例の規定にかゝらず当分の間従前のとおりとする。

オ 号
清そう指導員之證
佐呂間町

縦八横六

ります。従いまして本町に於ても将来蔬菜を出荷される場合を考慮して考えるべきかと思ひます。又蔬菜は特に形の揃い、肌の色、病虫害の附着等充分注意しなければ価値を極端に低下させるものであります。この点本日出品はまだまだ未熟の点ばかりでありましたので充分の研究を望みます。最後に品評会を実施する上、に於て特に望みたい事は出品規定にありますが出品数量の厳守であります。量目が不足のものは審査の対象にならないのが原則であります。して将来町ばかりでなく支

庁管内とか、全道とか此の種品評会に出品される場合の訓れんとして今から充分注意されたいと希望する次第であります。

以上かいづまんて気のついた点を述べましたが審査員一同協議の結果一等三点、二等九点、三等九点、合計三十一点の入賞を決定致しました。甚だ抽象的にわたりましたがこの品評会の意義を体されまして増々盛んならんことを希望致します。この報告を終ります。昭和三十年十月二十五日 審査委員長 北海道立農業試験場 北見支場 技師佐々木篤太

十月中行事表

二日 旭峰逋道通祝賀会
出席のため土田助役遠軽町へ

二三日 国勢調査指導員
会議出席のため木下主事川崎書記留辺蘂町へ

三、八日 馬の実査並びに
パチフス子防注射実施
町内一円

六日 幌岩地区農電組合総
会開催 幌岩、浜佐呂間

七日 敬老会開催 幌岩部
落

七日 国道改修計画打合せ
のため船木町長網走市へ

十日 集約酪農建設期成会
役員会出席のため相田課
長遠軽町へ

〃 各懇案事項処現のため
船木町長札幌市へ

十一、十一日 水産事務担当者
会議出席のため大橋書記

網走市へ

十一日 巡視船「てんりゆ
う」来航 富武士派

十一、十四日 昭和三十年度
開墾検査及び住宅認定調
査実施 町内開拓地

十二日 畜産世話係協議会
於委員室

十四日 管内林業経営指導
員協議会 於委員室

〃 国保普及映画会開催
若里校

〃 社会事務担当者会議出
席のため中村主事遠軽町
へ

一三、二二日 昭和三十
年度畜産結核検査実施 町
内一円

一四、一五日 昭和三十
年度貸付牛牛事務打合せ会
並に自作農創設維持資金
融通法説明会出席のため
相田課長網走市へ

一四、一五日 税務協議会
出席のため仲川課長、岸
本主任北見市へ

一四日 敬老会開催 若里
校

一五、 共同募金委員会及
び社会福祉協議会 於町
議事堂

〃 季節保育所学会 於
保育所

一六日 消防団秋季消防演
習 才一分団

一七日 〃 才二分団

一七、一八日 秋季清そう校
舎実施 町内一円

一八日 漁政啓蒙のため
道弘報車来町

一九日 国保病院運営委員
会及び総務委員会開催
於委員室

〃 町村視察のため浦幌
町議一行来町

二二日 森林組合役員会及び
総会 於議事堂

二二日 定例才三回町議会
於議事堂

二三日 仁倉部落通電話式
於仁倉校

〃 若里部落合同慰霊祭
二四日 開拓事業実績調査
説明会出席のため相沢書
記北見市へ

二五日 町議会議員研修会
出席のため町議十五名留
辺蘂町へ

〃 農畜産物総合品評会
開催於種馬所

〃 昭和三十年度優良児
表彰式 於町長公宅

二六日 佐呂間季節保育所
開所式 於保育所

二八日 農業所得協議会及
び法人税法説明会 於議
事堂

二八、二九日 市町村世話
事務担当者ブロック会議
出席のため中村主事北見
市へ

一九日 町内小学校長会議開
催 於幌岩校

〃 佐呂間町褒賞諮問委
員会 於委員室

三〇日 農業委員会 於議
事堂

三一日 民生委員協議会 於
議事堂

三〇、三一日 昭和三十年度
国勢調査事務打合せのため
木下主事川崎書記網走市へ

三一日 労政事務担当者会
議出席のため有川課長網
走市へ

二〇、二二日 定置減網整
理に伴う諸災害資金償還
対策協議会出席のため相
田課長札幌市へ

あとがき

十一月三日は御承知の様に
文化の日である全国至る処
如何なる僻地に於いても菊
にちなんだ行事が為されて
ある誠に喜ばしいことであ
る

敗戦後日本の行事はまこと
に苦勞に困難のいばらの道
を辿つて来たのであつたが
その後民主的にして文化的
なよりよき国家の建設に邁
進せねばならない主旨のも
とに設定されたのであつた
佐呂間町においても本町の
ため教育に産業に自治にま
でとくに功勞のあつた方々
並に孝子節婦等の表彰をな
し他に類のない理想郷の建
設を計りたい主旨のもとに

本年三月本町議会の議決を
得たのでありまして此の十
一月三日に其の式典を挙行
する予定でありましたが諸
種の事情で止むなく十一月
十三日勤勞感謝の日に実施
する事となりました、こう
した事によりかゝれたる功
勞者又は世の尊鑑となるべ
き孝子節婦がどしどし顕現
されるのでありましようし
又広く世に知らせたいもの
であります。

私は何時も思う事でありま
すが毎日の新聞紙上に掲載
されるいまはしき記事が少
くなつて善行美徳の記事が
限りなく掲載される様にか
くすればもつと／＼明るい

住みよい所の世界が生れる
のではないかと思はれます
吾が愛する同胞が互にもつ
と／＼責任と正義感に燃え
て人のため世のためにもつ
と／＼力づくに建設は間違なし
であります。

来る八日から十四日まで
の週間全道的に精神衛
生週間が実施されること
になつております。怒る心
は病氣のはじまりだなど
といはれていますがいつ
も明るい心で人のため世
のためになるなら自分は
どんな苦勞をしても全力
を投げだすという良いか
んきようの中での生活が
出来る様に努めませう。少
しでも一寸でもおかし
と思はれるときは恥しか
らずすぐに医者に相談す
る事が大切で診療さへ
早ければ大抵の精神病は
癒すことが出来ますから
十月も去りやがて白雪に
とざされる日も遠くない
でせう秋の收穫物の取入
は如何ですか冬の仕度
は出来ましたが何かと御多
忙かと存じますが全員協
力致しまして微笑の内に
たのしい家庭の建設に努
めませう。身体に充分気
をつけて決して御無理な
き様注意しませう